

「先進環境対応型ディーゼルトラック等の導入に対する補助」
低公害車普及促進対策費補助金 募集要領

平成 25 年 2 月 26 日
国土交通省自動車局貨物課

平成 24 年度補正予算においてトラック輸送の省エネルギー対策を一層推進するため、低公害車普及促進対策費補助制度に特に環境性能の高い大型トラック(先進環境対応型ディーゼルトラック)の導入を追加することとし、1 月 28 日付けで制度の概要等を公表しているところです。

このたび、国会における補正予算の成立を受け、**2 月 28 日より受付を開始**することとしましたので、お知らせいたします。

補助金の対象及び申請方法等については以下のとおりですので、熟読の上記載ミスや添付書類漏れがないようご留意願います。

1. 補助対象

(1) 先進環境対応型ディーゼルトラック

以下①～③の要件を全て満たすものが補助対象になります。

- ① 車両総重量 12t 超の事業用ディーゼルトラックのうち、以下のいずれかの基準を満たす車両を導入すること。(別紙1参照)

「平成 27 年度重量車燃費基準達成車」かつ「平成 21 年排出ガス基準適合かつ NOx・PM+10%以上低減車」	
「平成 27 年度重量車燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成 21 年排出ガス基準適合車」	

- ② 平成 25 年 1 月 15 日から平成 25 年 3 月 29 日までに新車新規登録された車両であること。
- ③ ①の導入にあたり、長期規制(平成 9・10・11 年規制)以前の排出ガス規制に適合する事業用トラックの廃車*を伴うものであること。
- ※「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。

<注意点>

廃車車両は廃車以前過去1年以上所有(リースまたは所有権留保された車は使用)している必要があります。

- ④ 1 事業者あたり 3 台を上限(②を含む。補助対象事業者がリース事業者の場合は、借り受ける事業者あたり 3 台を上限)に補助することとする。

(2) CNGトラック及びハイブリッドトラックについては従前のとおり。

(<http://www.mlit.go.jp/common/000217444.pdf>)

2. 補助額

補助対象	補助率	補助額
先進環境対応型 ディーゼルトラック	経年車の廃車を伴う新車導入の場合 通常車両価格との差額の 1/2 以内又は 車両本体価格の 1/4 以内	左記により <u>100万円</u>

CNGトラック及びハイブリッドトラックについては従前のとおり。

3. 予算総額

約15億円

(補助金は予算の範囲内で、地方運輸局での**申請書の受付順に交付**します。したがって、3月29日までに新車新規登録された自動車であっても、**予算枠を超過した場合は補助金が交付されません**のでご了承下さい。)

4. 申請手続き

(1) 申請者

補助金を申請できるのは、**補助対象車両の車検証上の「所有者」**です。「使用者」ではありませんので、特にリースの場合には注意して下さい。

(2) 補助金交付申請書兼実績報告書(以下「申請書」)の提出期限等

- ① 申請書の提出期限は、補助対象事業を完了した日(補助対象車両の新車新規登録日または経年車の廃車車両を使用済自動車の引取業者に引き渡した日のいずれか遅い日)から平成25年3月29日までに提出(必着)して頂く必要がありますのでご注意下さい。
- ② 補助金申請額が予算額に達した場合は、事前に受付を終了することがありますのでご了承下さい。なお、受付状況は随時、国土交通省自動車局ウェブページで公表する予定です。

<注意点>

- ・ 申請書は**補助対象車両の新車新規登録及び経年車の廃車**(使用済自動車の引取業者への引き渡し)**の両方が完了した上で提出**して下さい。
- ・ 新車登録時に債権保護の観点からディーラー等によって所有権が留保されている場合には、所有権留保を解除し(移転登録)、運送事業者が所有者になった上で申請書を提出して下さい。

(3) 申請手順(別紙2参照)

① 先進環境対応型ディーゼルトラック

ア. 申請書の提出

申請書は下記の必要書類を添付の上、正本1部、副本3部を申請者の住所地の**都道府県トラック協会へ提出**(別紙3参照)して下さい。(申請者がリース事業者の場合は、補助対象となる車両の「使用の本拠の位置」の都道府県トラック協会へ提出して下さい。)都道府県トラック協会では受取った申請書類を確認した上で、管

轄する地方運輸局に提出することとなります。

なお、都道府県トラック協会における申請書類の受取時間は 17 時迄となります。
(受取開始時間は各都道府県トラック協会へお問い合わせ下さい。)

<必要な書類一覧>

- ・交付申請書兼実績報告書(交付要綱附則第 1 号様式)
- ・別紙(交付要綱附則第 1 号様式)
- ・振込先調書(交付要綱添付の様式)
- ・補助対象経費に係る請求書の写し
- ・領収書の写し
- ・補助対象車両の車検証の写し(所有権留保を解除した車両の場合は、新車新規登録時の車検証の写し及び移転登録後の車検証の写し)
- ・廃車車両の詳細登録事項等証明書
- ・廃車車両に係る自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面(インターネット検索画面)を印刷したもの
- ・自動車賃貸契約書の写し【リースの場合に限り必要】

イ. 交付決定及び額の確定の通知

申請書の内容を審査の上、補助金の交付決定及び額の確定を行い、各都道府県トラック協会から申請者へ連絡致します。

ウ. 補助金の請求

申請者がイ. による交付決定及び額の確定の通知を受けましたら、補助金請求書(交付要綱第 14 号様式)を各都道府県トラック協会へ提出して下さい。

<申請書等の記入方法及び問い合わせ先>

申請書等は別添の記入例を参考に作成してください。なお、記入方法に関する不明な点がありましたら都道府県トラック協会へお問い合わせください。

② CNGトラック及びハイブリッドトラックについては従前のとおり。

5. 注意事項

- (1) 補助対象となる車両は事業用自動車(いわゆる緑ナンバー)です。(自家用自動車(いわゆる白ナンバー)は補助対象ではありません。)
- (2) 補助対象車両に関して、他の国の補助金と重複して補助金を受けることはできませんので注意して下さい。
- (3) 今回の補助は地方公共団体等による協調補助を必要としません。
- (4) 年度を越えて決済される手形や割賦といった購入形態は補助対象となりません。
- (5) 補助金を受けて購入した車両は、4年間の保有義務が生じます。その間に売却等で所有者を変更する場合は、原則として、補助金を返還して頂くこととなります。

■この発表についての問い合わせ窓口：国土交通省自動車局貨物課 鈴木、岡部

TEL 03-5253-8111(内線 41-322)、03-5253-8575(直通)

先進環境対応型ディーゼルトラック型式別一覧(GVW12トン超クラス)

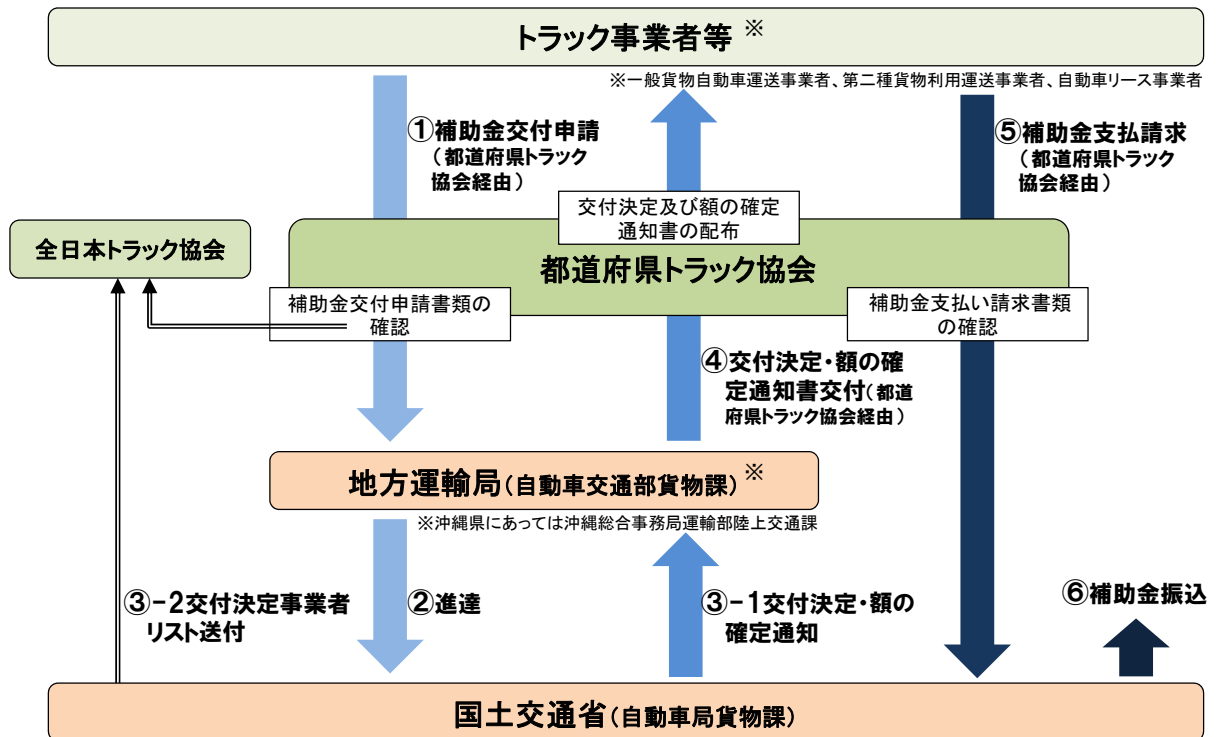
自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制適合識別記号が「QKG」であって下表記載の型式であるもの。

社名	いすゞ	UDトラックス	日野	三菱ふそう	ボルボ
型式	FTR	PK	FJ	FK ^{***} Z	H2T
	FTS	CK	FE	FP	M2T
	FVR	GK	FH	FY	
	CVR	CX	GN	FU	
	EXR	CV	FN	FS	
	EXD	CD	FS	FV	
	CXZ	CG	FR		
	CXG	CW	FQ		
	CXY		FW		
	CXM		SH		
	CXE		SS		
	EXZ				
	EXY				
	FVZ				
	CYG				
	CYE				
	CYL				
	CYJ				
	CYY				
	CYM				
CYH					
CYZ					

※1 登録型式に「改」が付く改造車両にあつては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」、「燃料装置」の全てが改造されていない車両に限る。

※2 この一覧は平成25年1月15日現在のものであるため、補助対象となる型式は新車の発売に伴い随時追加予定。

先進環境対応型ディーゼルトラック導入補助の申請等スキーム



都道府県トラック協会一覧

協会名	郵便番号	住所	電話
(社)北海道トラック協会	064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10	011-531-2215
(社)青森県トラック協会	030-0111	青森市大字荒川字品川111-3	017-729-2000
(社)岩手県トラック協会	020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2-9-1	019-637-2171
(社)宮城県トラック協会	984-0015	仙台市若林区卸町5-8-3	022-238-2721
(社)秋田県トラック協会	011-0904	秋田市寺内蛭根1-15-20	018-863-5331
(社)山形県トラック協会	990-0071	山形市流通センター4-1-20	023-633-2332
(社)福島県トラック協会	960-0231	福島市飯坂町平野字若狭小屋32	024-558-7755
(社)茨城県トラック協会	310-0851	水戸市千波町字千波山2472-5	029-243-1422
(社)栃木県トラック協会	321-0169	宇都宮市八千代1-5-12	028-658-2515
(社)群馬県トラック協会	379-2194	前橋市野中町595	027-261-0244
(社)埼玉県トラック協会	330-8506	さいたま市大宮区北袋町1-299-3	048-645-2771
(社)千葉県トラック協会	261-0002	千葉市美浜区新港212-10	043-247-1131
(社)東京都トラック協会	160-0004	東京都新宿区四谷3-1-8	03-3359-6251
(社)神奈川県トラック協会	222-8510	横浜市港北区新横浜2-11-1	045-471-5511
(社)山梨県トラック協会	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561
(社)新潟県トラック協会	950-0965	新潟市中央区新光町6-4	025-285-1717
(社)長野県トラック協会	381-8556	長野市南長池710-3	026-254-5151
(社)富山県トラック協会	939-2708	富山市婦中町島本郷1-5	076-495-8800
(社)石川県トラック協会	920-0226	金沢市粟崎町4-84-10	076-239-2511
(社)福井県トラック協会	918-8115	福井市別所町17-18-1	0776-34-1713
(社)岐阜県トラック協会	501-6133	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771
(社)静岡県トラック協会	422-8510	静岡市駿河区池田126-4	054-283-1910
(社)愛知県トラック協会	467-8555	名古屋市瑞穂区新開町12-6	052-871-1921
(社)三重県トラック協会	514-8515	津市桜橋3-53-11	059-227-6767
(社)滋賀県トラック協会	524-0104	守山市木浜町2298-4	077-585-8080
(社)京都府トラック協会	612-8418	京都市伏見区竹田向代町48-3	075-671-3175
(社)大阪府トラック協会	536-0014	大阪市城東区鳴野西2-11-2	06-6965-4000
(社)兵庫県トラック協会	657-0043	神戸市灘区大石東町2-4-27	078-882-5556
(社)奈良県トラック協会	639-1037	大和郡山市額田部北町981-6	0743-23-1200
(社)和歌山県トラック協会	640-8404	和歌山市湊1414	073-422-6771
(社)鳥取県トラック協会	680-0006	鳥取市丸山町219-1	0857-22-2694
(社)島根県トラック協会	690-0001	松江市東朝日町194-1	0852-21-4272
(社)岡山県トラック協会	700-8567	岡山市北区青江1-22-33	086-234-8211
(社)広島県トラック協会	732-0052	広島市東区光町2-1-18	082-264-1501
(社)山口県トラック協会	753-0812	山口市宝町2-84	083-922-0978
(社)徳島県トラック協会	770-0003	徳島市北田宮2-14-50	088-632-8810
(社)香川県トラック協会	760-0066	高松市福岡町3-2-3	087-851-6381
(社)愛媛県トラック協会	791-1114	松山市井門町1081-1	089-957-1069
(社)高知県トラック協会	780-8016	高知市南の丸町5-17	088-832-3499
(社)福岡県トラック協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東1-18-8	092-451-7878
(社)佐賀県トラック協会	849-0921	佐賀市高木瀬西3-1-20	0952-30-3456
(社)長崎県トラック協会	851-0131	長崎市松原町2651-3	095-838-2281
(社)熊本県トラック協会	862-0901	熊本市東区東町4-6-2	096-369-3968
(社)大分県トラック協会	870-0905	大分市向原西1-1-27	097-558-6311
(社)宮崎県トラック協会	880-8519	宮崎市恒久1-7-21	0985-53-6767
(社)鹿児島県トラック協会	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-15	099-261-1167
(社)沖縄県トラック協会	900-0001	那覇市港町2-5-23	098-863-0280